

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

改訂案ですので
ご注意ください令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・19

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・・・・・・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・22
- (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
- (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・27

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→「福祉・介護職員等処遇改善加算について」（別紙2）参照

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《緊急時受入加算【新設】》

100単位／日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に

従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

（4）強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等を評価する。

→ 「重度障害者支援加算の拡充」（別紙4）参照

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をとるとともに、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

《集中的支援加算【新設】》

イ 集中的支援加算（I）

1000単位／回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

□ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ □の集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

（5）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】



視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

Ⅰ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

□ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

(6) 意思決定支援の推進【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(8) 障害者虐待防止の推進【全サービス】

① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

② 指定基準の解釈通知において、

- ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
- ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

＜＜虐待防止措置未実施減算【新設】＞＞

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(9) 身体拘束等の適正化の推進【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】



- ① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
- ② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス) ※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス) ※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(10) 個別支援計画の共有【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】



指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

- ① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位／日


高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高

次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

□ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。


- 
- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等の評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《高次脳機能障害者支援体制加算【新設】》

41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。


(12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】



障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

(13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】



① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務で

きることとする。


② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- 所定単位数の3%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- 所定単位数の1%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】



① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。

- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に５日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

(16) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。



- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の5%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

(17) 地域区分の見直し【全サービス】



地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

→ 「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

(18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]	[見直し後]
基準費用額	54,000円	→ 55,500円

(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労

選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

《送迎加算の対象拡充》

[現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）

夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

**改訂案ですので
ご注意ください**

(2) 共同生活援助

① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・ グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・ グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・ 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

≪自立生活支援加算の拡充≫

[現 行]

自立生活支援加算 500単位／回

[見直し後]

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／回

※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）

(1) 利用期間が3年以内の場合	80単位／日
(2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合	72単位／日
(3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合	56単位／日
(4) 利用期間が5年を超える場合	40単位／日

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

≪退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【新設】≫ 2,000単位／月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握

を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

《ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- ・ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
- ・ 日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

《基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）》 ※別紙1参照

[現 行]

- | | | |
|---|----------------|------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>4</u> ：1以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （世話人の配置 <u>5</u> ：1以上） |
| ハ | 共同生活援助サービス費（Ⅲ） | （世話人の配置 <u>6</u> ：1以上） |
| ニ | 共同生活援助サービス費（Ⅳ） | （体験利用） |

[見直し後]

- | | | |
|---|----------------|------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>6</u> ：1以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （体験利用） |

《人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）》 ※別紙5参照

- | | |
|---|-------------|
| イ | 人員配置体制加算（Ⅰ） |
|---|-------------|

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《日中支援加算（Ⅱ）の見直し》

日中支援加算（Ⅱ）

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

(一) 区分4から区分6まで 539単位

(二) 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

(一) 区分4から区分6まで 270単位

(二) 区分3以下 135単位

[現 行]

指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 支援の質の確保

- ・ 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関

係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする（施設入所支援も同様。）。

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

- ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
 - ・ 令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合には、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

《個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し》 ※別紙1参照

[現 行]

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

[見直し後]

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

(3) 自立生活援助

① 対象者の明確化

- ・ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

見直し後	現行
<u>《訪問系サービス》</u>	<u>《訪問系サービス》</u>
第1 居宅介護	第1 居宅介護
居宅介護サービス費	居宅介護サービス費
イ 居宅における身体介護が中心である場合	イ 居宅における身体介護が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>256 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u>
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>404 単位</u>	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>587 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>669 単位</u>	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>754 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u>
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>837 単位</u>	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u>
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>921 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	(7) 所要時間 3 時間以上の場合 <u>916 単位</u> に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数
ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合	ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合
(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>256 単位</u>	(1) 所要時間 30 分未満の場合 <u>255 単位</u>
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>404 単位</u>	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合 <u>402 単位</u>
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>587 単位</u>	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合 <u>584 単位</u>
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>669 単位</u>	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合 <u>666 単位</u>
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>754 単位</u>	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合 <u>750 単位</u>
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>837 単位</u>	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合 <u>833 単位</u>

<p>第2 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき） （削る）</p> <p>（削る）</p> <p><u>イ</u> 共同生活援助サービス費<u>(I)</u>（6：1の場合）</p> <p>(1) 区分6 <u>600 単位</u></p> <p>(2) 区分5 <u>456 単位</u></p> <p>(3) 区分4 <u>372 単位</u></p> <p>(4) 区分3 <u>297 単位</u></p> <p>(5) 区分2 <u>188 単位</u></p> <p>(6) 区分1以下 <u>171 単位</u></p> <p><u>ロ</u> 共同生活援助サービス費<u>(II)</u>（体験利用）</p>	<p>第2 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）</p> <p><u>イ</u> 共同生活援助サービス費<u>(I)</u>（4：1の場合）</p> <p>(1) 区分6 <u>667 単位</u></p> <p>(2) 区分5 <u>552 単位</u></p> <p>(3) 区分4 <u>471 単位</u></p> <p>(4) 区分3 <u>381 単位</u></p> <p>(5) 区分2 <u>292 単位</u></p> <p>(6) 区分1以下 <u>243 単位</u></p> <p><u>ロ</u> 共同生活援助サービス費<u>(II)</u>（5：1の場合）</p> <p>(1) 区分6 <u>616 単位</u></p> <p>(2) 区分5 <u>500 単位</u></p> <p>(3) 区分4 <u>421 単位</u></p> <p>(4) 区分3 <u>331 単位</u></p> <p>(5) 区分2 <u>243 単位</u></p> <p>(6) 区分1以下 <u>198 単位</u></p> <p><u>ハ</u> 共同生活援助サービス費<u>(III)</u>（6：1の場合）</p> <p>(1) 区分6 <u>583 単位</u></p> <p>(2) 区分5 <u>467 単位</u></p> <p>(3) 区分4 <u>387 単位</u></p> <p>(4) 区分3 <u>298 単位</u></p> <p>(5) 区分2 <u>209 単位</u></p> <p>(6) 区分1以下 <u>170 単位</u></p> <p><u>ニ</u> 共同生活援助サービス費<u>(IV)</u>（体験利用）</p>
--	--

(1) 区分6	<u>717 単位</u>	(1) 区分6	<u>697 単位</u>
(2) 区分5	<u>569 単位</u>	(2) 区分5	<u>582 単位</u>
(3) 区分4	<u>481 単位</u>	(3) 区分4	<u>501 単位</u>
(4) 区分3	<u>410 単位</u>	(4) 区分3	<u>411 単位</u>
(5) 区分2	<u>290 単位</u>	(5) 区分2	<u>322 単位</u>
(6) 区分1以下	<u>273 単位</u>	(6) 区分1以下	<u>272 単位</u>
ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）		ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）	
（削る）		(1) <u>4 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>444 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>398 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>364 単位</u>
（削る）		(2) <u>5 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>393 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>346 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>314 単位</u>
<u>（6 : 1 の場合）</u>		(3) <u>6 : 1 の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>369 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>359 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>306 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>313 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>270 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>281 単位</u>
1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）（3 : 1 の場合）</u>	
		(1) <u>区分6</u>	<u>1,105 単位</u>
		(2) <u>区分5</u>	<u>989 単位</u>

(削る)		(3) 区分4	907 単位	
		(4) 区分3	650 単位	
		ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(4:1の場合)		
		(1) 区分6	1,021 単位	
		(2) 区分5	904 単位	
		(3) 区分4	822 単位	
		(4) 区分3	574 単位	
イ	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)(5:1の場合)	ハ	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(5:1の場合)	
(1)	区分6	997 単位	(1) 区分6	969 単位
(2)	区分5	860 単位	(2) 区分5	852 単位
(3)	区分4	771 単位	(3) 区分4	770 単位
(4)	区分3	524 単位	(4) 区分3	528 単位
ロ	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)(体験利用)	ニ	日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)(体験利用)	
(1)	区分6	1,168 単位	(1) 区分6	1,135 単位
(2)	区分5	1,028 単位	(2) 区分5	1,019 単位
(3)	区分4	938 単位	(3) 区分4	937 単位
(4)	区分3	672 単位	(4) 区分3	677 単位
ハ	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	ホ	日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	
(削る)		(1) 3:1の場合		
		(一) 区分6	910 単位	
		(二) 区分5	793 単位	
		(三) 区分4	712 単位	
		(四) 区分3	563 単位	
		(五) 区分2	414 単位	

(削る)		(六) <u>区分1以下</u>	<u>360 単位</u>
		(2) <u>4 : 1の場合</u>	
		(一) <u>区分6</u>	<u>826 単位</u>
		(二) <u>区分5</u>	<u>709 単位</u>
		(三) <u>区分4</u>	<u>627 単位</u>
		(四) <u>区分3</u>	<u>486 単位</u>
		(五) <u>区分2</u>	<u>337 単位</u>
		(六) <u>区分1以下</u>	<u>292 単位</u>
<u>(5 : 1の場合)</u>		(3) <u>5 : 1の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>765 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>774 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>627 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>657 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>539 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>575 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>407 単位</u>	(四) <u>区分3</u>	<u>440 単位</u>
(5) <u>区分2</u>	<u>270 単位</u>	(五) <u>区分2</u>	<u>292 単位</u>
(6) <u>区分1以下</u>	<u>253 単位</u>	(六) <u>区分1以下</u>	<u>252 単位</u>
二 <u>体験利用の場合(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)</u>		(4) <u>体験利用の場合</u>	
(1) <u>区分6</u>	<u>929 単位</u>	(一) <u>区分6</u>	<u>940 単位</u>
(2) <u>区分5</u>	<u>787 単位</u>	(二) <u>区分5</u>	<u>824 単位</u>
(3) <u>区分4</u>	<u>695 単位</u>	(三) <u>区分4</u>	<u>742 単位</u>
(4) <u>区分3</u>	<u>546 単位</u>	(四) <u>区分3</u>	<u>590 単位</u>
(5) <u>区分2</u>	<u>408 単位</u>	(五) <u>区分2</u>	<u>441 単位</u>
(6) <u>区分1以下</u>	<u>389 単位</u>	(六) <u>区分1以下</u>	<u>387 単位</u>
ホ <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</u>		へ <u>個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居で過ごす者)</u>	

(削る)		(1) <u>3 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分 6</u>	<u>698 単位</u>
		(二) <u>区分 5</u>	<u>651 単位</u>
		(三) <u>区分 4</u>	<u>617 単位</u>
(削る)		(2) <u>4 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分 6</u>	<u>612 単位</u>
		(二) <u>区分 5</u>	<u>566 単位</u>
		(三) <u>区分 4</u>	<u>533 単位</u>
<u>(5 : 1 の場合)</u>		(3) <u>5 : 1 の場合</u>	
(1) <u>区分 6</u>	<u>565 単位</u>	(一) <u>区分 6</u>	<u>561 単位</u>
(2) <u>区分 5</u>	<u>505 単位</u>	(二) <u>区分 5</u>	<u>515 単位</u>
(3) <u>区分 4</u>	<u>467 単位</u>	(三) <u>区分 4</u>	<u>482 単位</u>
△ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)		ト 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例(日中を当該共同生活住居以外で過ごす者)	
(削る)		(1) <u>3 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分 6</u>	<u>605 単位</u>
		(二) <u>区分 5</u>	<u>558 単位</u>
		(三) <u>区分 4</u>	<u>525 単位</u>
(削る)		(2) <u>4 : 1 の場合</u>	
		(一) <u>区分 6</u>	<u>520 単位</u>
		(二) <u>区分 5</u>	<u>474 単位</u>
		(三) <u>区分 4</u>	<u>440 単位</u>
<u>(5 : 1 の場合)</u>		(3) <u>5 : 1 の場合</u>	
(1) <u>区分 6</u>	<u>454 単位</u>	(一) <u>区分 6</u>	<u>469 単位</u>

(2) 区分5	394 単位	(二) 区分5	422 単位
(3) 区分4	356 単位	(三) 区分4	389 単位
1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）		1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）	
（削る）		イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（4：1）	243 単位
（削る）		ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（5：1）	198 単位
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）（6：1）	171 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（6：1）	170 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ）（10：1）	115 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ）（10：1）	114 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ）（体験）	273 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）（体験）	272 単位
※ 人員配置体制加算			
事業所に置くべき従業者に加え、一定数以上の従業者が配置されている事業所において、1日につき所定単位数を加算する。			
1の2の3 退居後共同生活援助サービス費	2,000 単位	(新設)	
1の2の4 退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費	2,000 単位	(新設)	
1の3 受託居宅介護サービス費		1の3 受託居宅介護サービス費	
イ 所要時間15分未満の場合	96 単位	イ 所要時間15分未満の場合	96 単位
ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	194 単位	ロ 所要時間15分以上30分未満の場合	193 単位
ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	263 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数	ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合	262 単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに87単位を加算した単位数

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 564 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

第 3 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,566 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,095 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,172 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 821 単位

ハ 自立生活援助サービス費(Ⅲ) 700 単位

《訓練系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 819 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 732 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 695 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 667 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 629 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 265 単位

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 561 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数

第 3 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,558 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,090 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,166 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 817 単位

(新設)

《訓練系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 815 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 728 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 692 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 664 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 626 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 255 単位

福祉・介護職員等処遇改善加算について

算定要件等

- 新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※) 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

加算率(※)	区分	要件	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
[8.1%]	Ⅰ	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等) 	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
[8.0%]	Ⅱ	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度) ダブルプゴとの配分ルール【撤廃】 	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
[6.7%]	Ⅲ	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
[5.5%]	Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> 新加算(Ⅳ)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度) 賃金体系等の整備及び研修の実施等 	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

お問合せは処遇改善専用ヘルプデスク 03-5320-4230（直通）へ

福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率について

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善																	
	I	II	III	IV	V(1)	V(2)	V(3)	V(4)	V(5)	V(6)	V(7)	V(8)	V(9)	V(10)	V(11)	V(12)	V(13)	V(14)
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.9%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30.2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12.5%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	17.8%	19.9%			15.4%		17.0%	11.7%		12.5%	9.3%		10.9%	6.4%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5.7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	10.9%	12.0%	10.7%	11.8%	9.2%	9.0%	9.9%	8.8%	9.7%	7.1%	7.1%	6.9%	7.8%	5.0%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%														
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%	8.3%	8.0%	8.1%	7.8%	6.7%	6.5%	6.2%	6.6%	6.0%	4.9%	5.0%	4.7%	4.5%	3.2%
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	8.0%	7.9%	7.8%	7.7%	6.6%	6.4%	6.1%	6.3%	5.9%	4.8%	4.9%	4.6%	4.4%	3.1%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%	9.0%	8.6%			7.3%		6.5%	7.3%		5.2%	5.6%		4.8%	3.5%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5.2%	5.6%	5.0%	4.8%	3.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6.7%	7.7%	5.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%	18.5%	17.1%	18.2%	16.8%	14.5%	14.2%	12.2%	16.6%	11.9%	9.6%	12.6%	9.3%	10.3%	7.7%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%	11.1%	10.9%	10.8%	10.6%	8.9%	8.6%	8.3%	9.8%	8.0%	6.3%	7.6%	6.0%	7.0%	5.0%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%	15.6%	14.2%	15.3%	13.9%	12.2%	11.9%	10.1%	14.3%	9.8%	8.1%	10.9%	7.8%	8.8%	6.8%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%	11.4%	11.1%	11.1%	10.8%	9.1%	8.8%	8.4%	10.1%	8.1%	6.4%	7.8%	6.1%	7.1%	5.1%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%	17.3%	18.4%	16.9%	18.0%	14.6%	14.2%	15.2%	13.0%	14.8%	11.4%	10.3%	11.0%	10.9%	7.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%	15.3%	17.0%	14.9%	16.6%	13.2%	12.8%	14.4%	11.0%	14.0%	10.6%	8.9%	10.2%	10.1%	6.3%
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%	9.0%	8.4%			7.3%		6.5%	7.3%		5.4%	5.6%		4.8%	3.7%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1%
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%	9.4%	8.9%			7.6%		6.7%	7.6%		5.4%	5.8%		4.9%	3.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6.9%	9.2%	8.7%			7.4%		6.6%	7.4%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6.9%	9.1%	8.7%			7.4%		6.6%	7.3%		5.3%	5.6%		4.8%	3.5%

※経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設ける。

重度障害者支援加算の拡充

①生活介護・施設入所支援の場合

見直し後	現行
<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、<u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> <u>360単位/日</u></p> <p>※ <u>個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</u></p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、<u>中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> <u>（一）に加え+150単位/日</u></p> <p>※ <u>個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</u></p> <p>ハ 重度障害者支援加算（Ⅲ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、<u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> <u>180単位/日</u></p> <p>※ <u>個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</u></p>	<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）<u>実践研修修了者が支援計画シート等の作成を行う体制を整えた場合</u> <u>7単位/日</u></p> <p>（二）<u>基礎研修修了者が行動関連項目10点以上の者に個別支援を行った場合</u> <u>180単位/日</u></p> <p>※ <u>個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</u></p>

③共同生活援助の場合

見直し後	現行
<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p>	<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p>

共同生活援助における人員配置体制加算の創設について

(介護サービス包括型)

イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (加配 12:1)

- (1) 区分4以上 83 単位
- (2) 区分3以下 77 単位

イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法^{*}で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (加配 30:1)

- (1) 区分4以上 33 単位
- (2) 区分3以下 31 単位

ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (加配 12:1、個人単位特例) 84 単位

ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

ニ 人員配置体制加算(IV) (加配 30:1、個人単位特例) 33 単位

ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

(日中サービス支援型)

ホ 人員配置体制加算(V) (加配 7.5:1)

(1) 区分 4 以上 138 単位

(2) 区分 3 121 単位

ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 7.5:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ヘ 人員配置体制加算(VI) (加配 20:1)

(1) 区分 4 以上 53 単位

(2) 区分 3 45 単位

ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 20:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホを算定している場合は、算定しない。

ト 人員配置体制加算(VII) (加配 7.5:1、日中住居以外)

(1) 区分 4 以上 131 単位

(2) 区分 3 以下 112 単位

トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

チ 人員配置体制加算(VIII)（加配20:1、日中住居以外）

- (1) 区分4以上 50 単位
- (2) 区分3以下 42 単位

チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホからトまでを算定している場合は、算定しない

リ 人員配置体制加算(IX)（加配7.5:1、個人単位特例） 134 単位

リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

ヌ 人員配置体制加算(X)（加配20:1、個人単位特例） 50 単位

ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

ル 人員配置体制加算(XI)（加配7.5:1、個人単位特例、日中住居以外） 128 単位

ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

ヲ 人員配置体制加算(XII)（加配20:1、個人単位特例、日中住居以外） 49 単位

ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

（外部サービス利用型）

ワ 人員配置体制加算(XIII)（加配12:1） 73 単位

ワについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

カ 人員配置体制加算(XIV)（加配30:1） 28 単位

カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ワを算定している場合は、算定しない。

※ 「特定従業者数換算方法」とは、従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、本加算の算定に当たっての従業者の員数に換算する方法をいう。

障害福祉サービス費等の報酬算定構造（案）

※令和6年度見直し箇所については、右記のとおり記載する。

: 赤字

目 次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
重度障害者等包括支援サービス費	5
療養介護サービス費	6
生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	11
施設入所支援サービス費	13
共同生活援助サービス費	15
自立生活援助サービス費	19
機能訓練サービス費	21
生活訓練サービス費	22
宿泊型自立訓練サービス費	24
就労移行支援サービス費	26
就労移行支援（養成）サービス費	28
就労継続支援A型サービス費	30
就労継続支援B型サービス費	33
就労定着支援サービス費	36
就労選択支援サービス費	37
計画相談支援給付費	38
障害児相談支援給付費	39
地域相談支援給付費（地域移行支援）	40
地域相談支援給付費（地域定着支援）	41
児童発達支援給付費	42
（令和9年3月31日までの間の経過的サービス費）	
（旧）主として難聴児経過的児童発達支援給付費	49
（旧）主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費	53
（旧）医療型経過的児童発達支援給付費	55
放課後等デイサービス給付費	57
居宅訪問型児童発達支援給付費	62
保育所等訪問支援給付費	63
福祉型障害児入所施設給付費	64
医療型障害児入所施設給付費	68

○共同生活援助サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		大規模住居等 計算	居住人又は生活 支援担当の人数 が基準に満た ない場合	同一サービス管 理担当が基準に 満たない場合	共同生活援助 計画が作成さ れていない場合	個人単位ヘル パー共同利用 費計算	身体障害者止 未実施計算	期待型計画 未実施計算	業務継続計画 未実施計算	情報公表未 実施計算	委託先である指定介護事業者に より委託費を介してサービスが行われる 場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 区分6 (600単位) (2) 区分5 (456単位) (3) 区分4 (372単位) (4) 区分3 (297単位) (5) 区分2 (188単位) (6) 区分1以下 (171単位)	入居定員が 8人以上 ×95/100									
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 区分6 (717単位) (2) 区分5 (569単位) (3) 区分4 (481単位) (4) 区分3 (410単位) (5) 区分2 (290単位) (6) 区分1以下 (273単位)	入居定員が 21人以上 ×92/100	計算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100	計算が適用さ れる月から4月 目まで ×70/100	計算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100						
ハ 個人単位で居宅介 護等を利用する 場合(特別)	(一) 区分6 (369単位) (二) 区分5 (308単位) (三) 区分4 (270単位)	入居定員が 21人以上 ×95/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	前日に8時間 以上個人単位 ヘルパーでの 居宅介護を利用 した場合 ×95/100					
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(1) 区分6 (597単位) (2) 区分5 (800単位) (3) 区分4 (771単位) (4) 区分3 (524単位)										
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(1) 区分6 (1,168単位) (2) 区分5 (1,029単位) (3) 区分4 (938単位) (4) 区分3 (672単位)										
ハ 日中を 当該共同 生活居宅 以外で過ごす 場合	(一) 区分6 (785単位) (二) 区分5 (627単位) (三) 区分4 (539単位) (四) 区分3 (407単位) (五) 区分2 (270単位) (六) 区分1以下 (253単位)	入居定員が 21人以上 ×92/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100						
ニ 個人単位で居宅介 護等を利用 する場合(特別)	(一) 区分6 (529単位) (二) 区分5 (787単位) (三) 区分4 (695単位) (四) 区分3 (546単位) (五) 区分2 (408単位) (六) 区分1以下 (389単位)	入居定員が 21人以上 ×95/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	前日に8時間 以上個人単位 ヘルパーでの 居宅介護を利用 した場合 ×95/100					
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(6:1) (171単位)	入居定員が 8人以上 ×90/100	計算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100	計算が適用さ れる月から4月 目まで ×70/100	計算が適用さ れる月から2月 目まで ×70/100						
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(10:1) (115単位)	入居定員が 21人以上 ×87/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100	5月以上連続し て減算の場合 ×50/100	3月以上連続し て減算の場合 ×50/100						
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(体数利用) (273単位)										

退居後共同生活援助サービス費
(退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位

退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費
(退居後) 退居後、3月を限度として、1月につき2000単位

人員配置体制加算	区分	加算方法
イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上 (1日につき83単位を加算) 区分3以下 (1日につき77単位を加算)
ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1	区分4以上 (1日につき33単位を加算) 区分3以下 (1日につき31単位を加算)
ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1、個人単位特別	(1日につき84単位を加算)
ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1、個人単位特別	(1日につき84単位を加算)
ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1	区分4以上 (1日につき130単位を加算) 区分3 (1日につき127単位を加算)
ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1	区分4以上 (1日につき53単位を加算) 区分3 (1日につき48単位を加算)
ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1、日中住居以外	区分4以上 (1日につき131単位を加算) 区分3以下 (1日につき128単位を加算)
チ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、日中住居以外	区分4以上 (1日につき50単位を加算) 区分3以下 (1日につき42単位を加算)
リ 人員配置体制加算(Ⅷ)	7.5:1、個人単位特別	(1日につき134単位を加算)
ル 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、個人単位特別	(1日につき50単位を加算)
レ 人員配置体制加算(Ⅷ)	7.5:1、個人単位特別、日中住居以外	(1日につき128単位を加算)
ロ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、個人単位特別、日中住居以外	(1日につき48単位を加算)
カ 人員配置体制加算(Ⅷ)	30:1	(1日につき28単位を加算)

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき1単位を加算) (1日につき41単位を加算)
看護職員配置加算		(1日につき70単位を加算)
高次脳機能障害者支援体制加算		(1日につき41単位を加算)
ピアサポーター委託加算		(1月につき100単位を加算)

遠隔支援ビデオサポート実施加算 (1月につき100単位を加算)

夜間支援等 体制加算	イ 夜間支援等 体制加算(Ⅰ)			
	(1) 夜間支援対象利用者2人以下	一区画4以上	(1日につき672単位を加算)	
		一区画3	(1日につき560単位を加算)	
	(2) 夜間支援対象利用者3人	一区画2以下	(1日につき448単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき448単位を加算)	
	(3) 夜間支援対象利用者4人	一区画3	(1日につき373単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき299単位を加算)	
	(4) 夜間支援対象利用者5人	一区画4以上	(1日につき336単位を加算)	
		一区画3	(1日につき280単位を加算)	
	(5) 夜間支援対象利用者6人	一区画2以下	(1日につき224単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき224単位を加算)	
	(6) 夜間支援対象利用者7人	一区画3	(1日につき187単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき149単位を加算)	
	(7) 夜間支援対象利用者8人	一区画4以上	(1日につき160単位を加算)	
		一区画3	(1日につき128単位を加算)	
	(8) 夜間支援対象利用者9人	一区画2以下	(1日につき112単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき112単位を加算)	
	(9) 夜間支援対象利用者10人	一区画3	(1日につき99単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき90単位を加算)	
	(10) 夜間支援対象利用者11人	一区画4以上	(1日につき92単位を加算)	
		一区画3	(1日につき81単位を加算)	
	(11) 夜間支援対象利用者12人	一区画2以下	(1日につき75単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき75単位を加算)	
	(12) 夜間支援対象利用者13人	一区画3	(1日につき66単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき69単位を加算)	
	(13) 夜間支援対象利用者14人	一区画4以上	(1日につき60単位を加算)	
		一区画3	(1日につき60単位を加算)	
	(14) 夜間支援対象利用者15人	一区画2以下	(1日につき56単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき56単位を加算)	
	(15) 夜間支援対象利用者16人	一区画3	(1日につき48単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき48単位を加算)	
	(16) 夜間支援対象利用者17人	一区画4以上	(1日につき43単位を加算)	
		一区画3	(1日につき43単位を加算)	
	(17) 夜間支援対象利用者18人	一区画2以下	(1日につき39単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき39単位を加算)	
	(18) 夜間支援対象利用者19人	一区画3	(1日につき33単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき33単位を加算)	
	(19) 夜間支援対象利用者20人	一区画4以上	(1日につき28単位を加算)	
		一区画3	(1日につき28単位を加算)	
	(20) 夜間支援対象利用者21人	一区画2以下	(1日につき24単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき24単位を加算)	
	(21) 夜間支援対象利用者22人	一区画3	(1日につき21単位を加算)	
		一区画2以下	(1日につき21単位を加算)	
	(22) 夜間支援対象利用者23人	一区画4以上	(1日につき18単位を加算)	
		一区画3	(1日につき18単位を加算)	
	(23) 夜間支援対象利用者24人	一区画2以下	(1日につき16単位を加算)	
		一区画4以上	(1日につき16単位を加算)	
(24) 夜間支援対象利用者25人	一区画3	(1日につき14単位を加算)		
	一区画2以下	(1日につき14単位を加算)		
(25) 夜間支援対象利用者26人	一区画4以上	(1日につき12単位を加算)		
	一区画3	(1日につき12単位を加算)		
(26) 夜間支援対象利用者27人	一区画2以下	(1日につき11単位を加算)		
	一区画4以上	(1日につき11単位を加算)		
(27) 夜間支援対象利用者28人	一区画3	(1日につき9単位を加算)		
	一区画2以下	(1日につき9単位を加算)		
(28) 夜間支援対象利用者29人	一区画4以上	(1日につき8単位を加算)		
	一区画3	(1日につき8単位を加算)		
(29) 夜間支援対象利用者30人	一区画2以下	(1日につき7単位を加算)		
	一区画4以上	(1日につき7単位を加算)		
ロ 夜間支援等 体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者4人以下	一区画2以下	(1日につき12単位を加算)	
	(2) 夜間支援対象利用者5人	一区画3	(1日につき12単位を加算)	
	(3) 夜間支援対象利用者6人	一区画4	(1日につき12単位を加算)	
	(4) 夜間支援対象利用者7人	一区画5	(1日につき12単位を加算)	
	(5) 夜間支援対象利用者8人	一区画6	(1日につき12単位を加算)	
	(6) 夜間支援対象利用者9人	一区画7	(1日につき12単位を加算)	
	(7) 夜間支援対象利用者10人	一区画8	(1日につき12単位を加算)	
	(8) 夜間支援対象利用者11人	一区画9	(1日につき12単位を加算)	
	(9) 夜間支援対象利用者12人	一区画10	(1日につき12単位を加算)	
	(10) 夜間支援対象利用者13人	一区画11	(1日につき12単位を加算)	
	(11) 夜間支援対象利用者14人	一区画12	(1日につき12単位を加算)	
	(12) 夜間支援対象利用者15人	一区画13	(1日につき12単位を加算)	
	(13) 夜間支援対象利用者16人	一区画14	(1日につき12単位を加算)	
	(14) 夜間支援対象利用者17人	一区画15	(1日につき12単位を加算)	
	(15) 夜間支援対象利用者18人	一区画16	(1日につき12単位を加算)	
	(16) 夜間支援対象利用者19人	一区画17	(1日につき12単位を加算)	
	(17) 夜間支援対象利用者20人	一区画18	(1日につき12単位を加算)	
	(18) 夜間支援対象利用者21人	一区画19	(1日につき12単位を加算)	
	(19) 夜間支援対象利用者22人	一区画20	(1日につき12単位を加算)	
	(20) 夜間支援対象利用者23人	一区画21	(1日につき12単位を加算)	

	(21) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき16単位を加算)
	(22) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき16単位を加算)
	(23) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)
	(24) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)
	(25) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)
	(26) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき16単位を加算)
	(27) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)
ハ 夜間支援等 体制加算 (IV)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき60単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき56単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき53単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき50単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき47単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき44単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき41単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき38単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき35単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき32単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき29単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき26単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき23単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき20単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき17単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき14単位を加算)
ホ 夜間支援等 体制加算 (V)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき24単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき22単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき20単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき18単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき16単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき14単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき12単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき10単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき8単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき6単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき4単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき2単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき0単位を加算)
ヘ 夜間支援等 体制加算 (VI)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき20単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき18単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき16単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき14単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき12単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき10単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき8単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき6単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき4単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき2単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき0単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき0単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき0単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき0単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき0単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき0単位を加算)

夜間支援等体制加算 (I) が算定されている場合にのみ算定可能

夜間職員加算	(1日につき149単位を加算)
--------	-----------------

施設障害 支援加算	イ 重度障害者支援加算 (I)	(1日につき380単位を加算)
	ロ 重度障害者支援加算 (II)	(1日につき180単位を加算)

注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +500単位 (中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合) +200単位
注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位
注1 加算の算定を開始した日から起算して180日以内 +400単位 (中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者の場合) +200単位
注2 中核的人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合 +150単位

医療的ケア対応支援加算	(1日につき120単位を加算)
-------------	-----------------

日中支援加算	イ 日中支援加算 (I)	(1) 日中支援対象利用者1人	(1日につき539単位を加算)
	ロ 日中支援加算 (II)	(1) 日中支援対象利用者1人	(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)
		(2) 日中支援対象利用者2人以上	(一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算) (二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)

集中的支援加算	イ 集中的支援加算 (I)	(月4回を限度として、1,000単位を加算)
	ロ 集中的支援加算 (II)	(1日につき500単位を加算)

自立生活支援加算	イ 自立生活支援加算 (I)	(6月を限度に1月につき1000単位を加算)
	ロ 自立生活支援加算 (II)	(入院中2回、退院後1回を限度として、500単位を加算単位を加算) (利用期間が3年以内の場合 80単位単位を加算) (利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位単位を加算) (利用期間が4年を超えて5年以内の場合 58単位単位を加算) (利用期間が5年を超える場合 40単位単位を加算)
	ハ 自立生活支援加算 (III)	

注 居住支援法人や居住支援協議会と連携し、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報共有を行った場合 1月につき+35単位
注 住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、住宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉担当者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る情報を報告した場合に、1月につき+90単位

入所時特別加算 (月1回を限度)	イ 入院期間が9日以上7日未満	(1回につき561単位を加算)
	ロ 入院期間が7日以上	(1回につき1,122単位を加算)

帰宅時特別加算 (月1回を限度)	イ 外泊期間が9日以上7日未満	(1回につき167単位を加算)
	ロ 外泊期間が7日以上	(1回につき334単位を加算)

長期入所時特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき122単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき150単位を加算)
	ハ 特別サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき76単位を加算)

長期帰宅時特別加算	イ 指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき40単位を加算)
	ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき50単位を加算)
	ハ 特別サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合	(1日につき25単位を加算)

地域生活移行自衛支援特別加算	(1日につき670単位を加算)
----------------	-----------------

精神障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
---------------	-----------------

強度行動障害者地域移行特別加算	(1日につき300単位を加算)
-----------------	-----------------

強度行動障害者施設利用加算	(1日につき400単位を加算)
---------------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算 (I)	(1日につき82単位を加算)	
	ロ 医療連携体制加算 (II)	(1日につき63単位を加算)	
	ハ 医療連携体制加算 (III)	(1日につき125単位を加算)	
	ニ 医療連携体制加算 (IV)	(1) 利用者が1人	(1日につき800単位を加算)
		(2) 利用者が2人	(1日につき500単位を加算)
		(3) 利用者が3人以上8人以下	(1日につき400単位を加算)
ホ 医療連携体制加算 (V)	(1日につき500単位を加算)		
ヘ 医療連携体制加算 (VI)	(1日につき100単位を加算)		
ト 医療連携体制加算 (VII)	(1日につき29単位を加算)		

注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が1時間以上2時間未満である場合
注 医療的ケアを必要としない利用者に対する看護であって、看護の提供時間が2時間以上である場合
注 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護である場合

